

# 2025年日本レース選手権規定

2023年 9月12日制 定 2024年 7月26日制 定  
2024年 1月 1日施 行 2025年 1月 1日施 行

## 第1章 総 則

### 第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、2025年（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を取めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。

### 第2条 選手権の区分

日本レース選手権は次の通り区分する。

- 全日本選手権
- 地方選手権

地方選手権の呼称は、1サーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、2つのサーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名または当該地方名を付する。3つ以上のサーキットで1シリーズを構成するものについては、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJ A Fが承認した名称を付する。

### 第3条 選手権の構成

#### 1. 全日本選手権

全日本選手権は、次の2部門で構成される。

- 全日本スーパーフォーミュラ選手権（以下「S F」という。）  
ドライバーおよびチームに選手権を与える。
- 全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権（以下「S F L」という。）  
ドライバーおよびチームに選手権を与える。

#### 2. 地方選手権

地方選手権は、次の5部門で構成される。1）、3）および5）は、ドライバーに選手権を与える。2）および4）は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。

- F o r m u l a B e a t 地方選手権（以下「F - B e」という。）
- F I A - フォーミュラ4 地方選手権（以下「F I A - F 4」という。）  
F I A - F 4は、次の2クラスに区分される。
  - チャンピオンクラス
  - インディペンデントクラス

なお、F I Aライセンス協定に基づきJ A Fが認めたプロモーターまたはオーガナイザーにより、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

- スーパーF J 地方選手権（以下「S - F J」という。）
- フォーミュラリージョナル地方選手権（以下「F O R M U L A R E G I O N A L」という。）
- ツーリングカー地方選手権（以下「ツーリングカー」という。）

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

### 第4条 レースの走行距離

- 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区 分	部 門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技		
				1ヒートの距離		合 計
		最 短	最 長	最 短	最 長	最 長
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地方選手権	F-Be	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30分又は 100km	-	-	-
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FORMULA REGIONAL	-	30分*	-	-	-
	ツーリングカー	30km	300km	-	-	-

\* レース距離は特別規則に明示される

2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前に当初のレース距離を短縮することができる。

短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。

#### 第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。  
ただし、F I A - F 4は、6回以上、F O R M U L A R E G I O N A Lは5回以上開催されなければ成立しない。
2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。  
F I A - F 4およびツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。
  - 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
  - 2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分か与えられる。
  - 3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2) および3) の75%の計算は短縮された距離に基づく。

#### 第6条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のレースには、次の規則、規定が適用される。
  - 1) F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則
  - 2) 国内競技規則およびその細則
  - 3) 本選手権規定
  - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のレースには、前項の規則、規定のほか、各部門毎に別に定める次の統一規則が適用される。
  - 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則
  - 2) 全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則

#### 第7条 競技の格式および認定

1. 全日本選手権および地方選手権は、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」に従った格式の競技とする。
2. 全日本選手権または地方選手権のレースとして申請されたものの中からJ A Fが認定したレースのみが、選手権タイトルの使用を許される。
3. J A Fは、レース終了後、選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断したレースを選手権から除外し、そのレースからタイトルを取り消すことがある。

#### 第8条 選手権の登録申請

日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJ A Fに申請書を提出すること。

なお、F I A - F 4およびF O R M U L A R E G I O N A Lについては、F I Aライセンス協定に基づきJ A Fが

認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJ A Fに申請書を提出する。

1. 選手権レースの開催月日、区分、部門
2. 開催場所、1周の距離
3. レースの走行距離（周回数）
4. その他、必要記載事項

#### 第9条 組織許可

日本レース選手権として認定されカレンダー登録が認められたレースのオーガナイザーは、下記の期日までに所定の書式により当該レースの組織許可申請書をJ A Fに提出しなければならない。

- 1) 全日本選手権（国際格式）：開催日の4ヵ月前
- 2) 〃（国内格式）：開催日の3ヵ月前
- 3) 地方選手権：開催日の2ヵ月前

#### 第10条 日本レース選手権の公示

J A Fは、各年度の初めまでに日本レース選手権として認定したレースを公示する。

#### 第11条 日本レース選手権の延期、中止、非開催

1. 日本レース選手権として認定されたレースの開催を延期し、または開催が不能となった場合、当該レースのオーガナイザーは、その開催予定日の2ヵ月前までに、その理由を付してJ A Fに届け出を行い、承認を得た上、必要な公示を行わなければならない。
2. 日本レース選手権として認定されたレースを、正当な理由なく、中止または開催しなかったオーガナイザーは、次年度の選手権レースの開催を認められない。

#### 第12条 賞の授与

J A Fは、第17条および第21条に定める得点基準に基づき、選手権の各部門の最高得点者をその部門の日本レース選手権保持者として認定し、「J A Fモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

#### 第13条 規則違反

1. J A Fは、日本レース選手権に適用される規則または規定に重大な違反を犯した者を選手権から除外することがある。
2. J A Fは、競技会審査委員会により国内競技車両規則違反に起因する失格を宣告された者が当該年度に獲得した選手権得点を遡及して無効とすることがある。

#### 第14条 本規定の特例

やむを得ない事情により本選手権規定を適用できない場合、J A Fがその処置を決定する。

## 第2章 全日本選手権

#### 第15条 参加車両

選手権に参加できる車両は、部門毎の選手権統一規則にこれを定める。

#### 第16条 ドライバーの参加資格

1. S F  
国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。
2. S F L  
限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者とする。  
国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。  
ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。
  - 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にF I Aスーパーライセンスを所持している者。
  - 2) 2024年のF I A - F 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。

#### 第17条 得点基準

1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめJ A Fに登録されたドライバー、チームおよびエンジントレーナーを対象とする。
2. 得点の基準および複数の者が同一の得点を得た場合の上位者の決定方法は、各部門の選手権統一規則でこれを定める。

### 第3章 地方選手権

#### 第18条 参加できる車両

##### 1. F - B e :

当該年のJ A F国内競技車両規則に定めるF o r m u l a B e a t ( F - B e ) とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

##### 2. F I A - F 4 :

当該年のF I A国際競技規則付則J項に定めるF I A - F 4とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

##### 3. S - F J :

当該年のJ A F国内競技車両規則に定めるスーパーF J ( S - F J ) とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

##### 4. F O R M U L A R E G I O N A L :

当該年のF I A国際競技規則付則J項に定めるF O R M U L A R E G I O N A Lとし、本選手権に使用するタイヤは、J A F承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

##### 5. ツーリングカー :

オーガナイザーからの申請に基づきJ A Fが承認した技術規則に定める車両とする。

#### 第19条 ドライバーの参加資格

##### 1. F - B e

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

- 1) 過去のレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) J A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

##### 2. F I A - F 4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たすものが参加できる。

- 1) 過去3年間においてレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去3年間においてレース出場実績が2回以上で、かつレースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去3年間においてレースの出場実績が1回で、かつレースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2)～4)のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。ただし、インディペンデントクラスの参加者を除き、2022年～2024年にF I A - F 2、S F、F I A - F 3/F 3、S F L、F O R M U L A R E G I O N A Lのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

- 5) 第3条2. 2) (2)のインディペンデントクラスの参加者は上記1)～4)に加え、該プロモーターへの公式参加登録時に次のいずれかの条件を満たしインディペンデントクラスへ登録申請した者とする。なお、年度途中でのクラスの変更は、認められない。

(1) 参戦年において満40歳以上のもの。同年に満40歳に達するものを含む。

(2) 参戦年において満35歳以上で、満35歳以降に初めて国内競技運転者許可証Aを取得したもの。同年に満35歳に達するものを含む。

##### 3. S - F J

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2022年～2024年にF I A - F 2、S F、F I A - F 3/F 3、S F L、F O R M U L A R E G I O N A Lのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. F O R M U L A R E G I O N A L

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者とする。

5. ツーリングカー

国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上のライセンス所持者が参加できる。

**第20条 公式予選**

1. 公式予選は、最少15分（赤旗による中断時間は除く）とする。ただし、F I A - F 4はこの限りではない。
2. 公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの2時間前までに終了していなければならない。
3. ただし、競技会審査委員会がやむを得ない状況であると判断した場合は、この限りではない。
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、F I A - F 4およびF O R M U L A R E G I O N A Lは、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

**第21条 得点基準**

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。（F I A - F 4およびF O R M U L A R E G I O N A Lについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。）

ただし、得点を得る車両は、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJ A Fが承認した当該シリーズ規則または特別規則に規定されている場合を除き、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表（F - B e、S - F J、ツーリングカー）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

●得点基準表（F I A - F 4およびF O R M U L A R E G I O N A L）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	2点	1点

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。
  - 1) F - B eおよびS - F J：
 

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%（小数点以下四捨五入）とする。
  - 2) F I A - F 4およびF O R M U L A R E G I O N A L：
 

選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。
  - 3) ツーリングカー：
 

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の70%（小数点以下四捨五入）とする。

ただし、開催された当該部門のレースの合計数が5回に満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。
5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。
  - 1) 有効得点（上記4. による選手権得点の対象レースで得た得点）の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
  - 2) 上記1) の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点の内、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
  - 3) 上記1) および2) の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。

最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

6. ツーリングカー地方選手権は、シリーズオーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認をした場合、上記 1. ～ 5. の方法と異なる得点基準を用いることができる。

#### **第22条 本規則の施行**

本規則は、2025年1月1日施行する。

以上